

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(単位:円)

月	1号			2・3号			
	4・5歳児	3歳児	満3歳児	（上段＝標準時間		下段＝短時間）	
				4・5歳児	3歳児	1. 2歳児	0歳児
4月	51,775	68,185		61,470	77,370	125,930	
				55,360	71,260	119,820	
5月	51,775	68,185		61,470	77,370	125,930	
				55,360	71,260	119,820	
6月	51,655	68,065	117,685	60,480	76,060	123,490	202,950
				54,490	70,070	117,500	
7月	51,595	68,005	117,625	61,420	77,320	125,880	206,970
				55,310	71,210	119,770	
8月	51,625	68,035	117,655	59,840	75,260	122,120	200,780
				53,910	69,340	116,200	194,850
9月	51,455	67,865	117,485	61,370	77,270	125,830	206,920
				55,260	71,160	119,720	
10月	51,405	67,815	117,435	61,370	77,270	125,830	206,920
				55,260	71,160	119,720	
11月	51,365	67,775	117,395	61,370	77,270	125,830	206,920
				55,260	71,160	119,720	
12月	51,405	67,815	117,435	60,220	75,800	123,230	202,690
				54,230	69,810	117,240	
1月	51,595	68,005	117,625	60,990	76,890	125,450	206,540
				54,880	70,780	119,340	
2月	51,525	67,665	117,085	60,240	75,960	123,960	203,910
				54,190	69,910	117,910	
3月	55,235	71,375	120,795	63,920	79,640	127,640	207,590
				57,870	73,590	121,590	

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。
- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび令和2年度の実績を報告するものです。